

草津市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年7月6日

草津市長 橋 川 渉

草津市条例第17号

草津市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

草津市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（令和3年草津市条例第21号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分、太字部分および破線で囲んだ部分は改正部分）

改正後	改正前										
第1条 <略> （用語の定義） 第2条 この条例における用語の意義は、法および建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。 <u>以下「令」という。</u> ）の例による。 第3条～第14条 <略> 別表第1（第3条関係）	第1条 <略> （用語の定義） 第2条 この条例における用語の意義は、法および建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の例による。 第3条～第14条 <略> 別表第1（第3条関係）										
<table><tr><th>名称</th><th>区域</th></tr><tr><td><略></td><td><略></td></tr><tr><td>烏丸半島中央部地区整備計画区域</td><td>都市計画法第20条第1項の規定により告示された大津湖南都市計画烏丸半島中央部地区計画において地区整備計画が定められている区域</td></tr></table>	名称	区域	<略>	<略>	烏丸半島中央部地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された大津湖南都市計画烏丸半島中央部地区計画において地区整備計画が定められている区域	<table><tr><th>名称</th><th>区域</th></tr><tr><td><略></td><td><略></td></tr></table>	名称	区域	<略>	<略>
名称	区域										
<略>	<略>										
烏丸半島中央部地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された大津湖南都市計画烏丸半島中央部地区計画において地区整備計画が定められている区域										
名称	区域										
<略>	<略>										
別表第2（第4条―第9条関係） 1～2 <略> <u>3 烏丸半島中央部地区整備計画区域</u>	別表第2（第4条―第9条関係） 1～2 <略>										
<table><tr><th>制限の項目</th><th>制限の内容</th></tr><tr><td>建築物の用途の制限</td><td>次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 法別表第2（い）項第7号に掲げる建築物 (2) 法別表第2（は）項第6号に掲げる建築物 (3) 法別表第2（に）項第3号および第4号に掲げる建築物 (4) 法別表第2（へ）項第2号に掲げる建築物以外の原動機を使用する工場、第3号に掲げる建築物のうち観覧場または第5号に掲げる建築物以外の倉庫 (5) 法別表第2（と）項第4号に掲げる建築物（令第130条の9における商業地域の数値を超えない範囲に限る。）</td></tr></table>	制限の項目	制限の内容	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 法別表第2（い）項第7号に掲げる建築物 (2) 法別表第2（は）項第6号に掲げる建築物 (3) 法別表第2（に）項第3号および第4号に掲げる建築物 (4) 法別表第2（へ）項第2号に掲げる建築物以外の原動機を使用する工場、第3号に掲げる建築物のうち観覧場または第5号に掲げる建築物以外の倉庫 (5) 法別表第2（と）項第4号に掲げる建築物（令第130条の9における商業地域の数値を超えない範囲に限る。）							
制限の項目	制限の内容										
建築物の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 法別表第2（い）項第7号に掲げる建築物 (2) 法別表第2（は）項第6号に掲げる建築物 (3) 法別表第2（に）項第3号および第4号に掲げる建築物 (4) 法別表第2（へ）項第2号に掲げる建築物以外の原動機を使用する工場、第3号に掲げる建築物のうち観覧場または第5号に掲げる建築物以外の倉庫 (5) 法別表第2（と）項第4号に掲げる建築物（令第130条の9における商業地域の数値を超えない範囲に限る。）										

改正後		改正前
	(6) 令第130条の5の3に掲げる建築物 (7) 前各号の建築物に附属する建築物	
建築物の容積率の最高限度	10分の20	
建築物の建蔽率の最高限度	10分の4	
建築物の敷地面積の最低限度	10,000平方メートル	
壁面の位置の制限	建築物の外壁またははこれに代わる柱の面から道路境界線または隣地境界線までの距離は、2メートル以上とする。	
建築物の高さの最高限度	13メートル	
備考 表中の＜ ＞の記載は注記である。		

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(令和8年7月6日揭示済み)

規 則

草津市立男女共同参画センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年7月2日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第77号

草津市立男女共同参画センター条例施行規則の一部を改正する規則

草津市立男女共同参画センター条例施行規則（令和2年草津市規則第66号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分および太字部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第2条 ＜略＞ (休館日) 第3条 ＜略＞ (1) 毎月第2土曜日、毎月第4土曜日、 <u>第5土曜日</u> および日曜日 (2)～(3) ＜略＞	第1条～第2条 ＜略＞ (休館日) 第3条 ＜略＞ (1) 毎月第2土曜日、毎月第4土曜日および日曜日 (2)～(3) ＜略＞

改正後	改正前
第4条～第10条　＜略＞	第4条～第10条　＜略＞
備考　表中の＜　＞の記載は注記である。	

付　則
この規則は、公布の日から施行する。

(令和8年7月2日揭示済み)

訓　令

草津市職員の人事評価に関する規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和8年7月7日

草津市長　橋　川　渉

草津市訓令第32号

草津市職員の人事評価に関する規程の一部を改正する訓令
草津市職員の人事評価に関する規程（平成28年草津市訓令第2号）の一部を次の表のように改正する。
(下線部分および太字部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条　地方公務員法（昭和25年法律第261号。 <u>以下「法」という。</u> ）第23条に定める人事評価は、この規程の定めるところにより実施する。	第1条　地方公務員法（昭和25年法律第261号）第23条に定める人事評価は、この規程の定めるところにより実施する。
第2条　＜略＞ （1）＜略＞ （2）業績評価　あらかじめ設定した業務目標の達成度により、その業務上の業績を客観的に評価することをいう。 （3）＜略＞ （被評価者）	第2条　＜略＞ （1）＜略＞ （2）業績評価 <u>市長部局の職員（以下「職員」という。）</u> があらかじめ設定した業務目標の達成度により、その業務上の業績を客観的に評価することをいう。 （3）＜略＞
第3条　人事評価の対象となる職員（以下「被評価者」という。）は、法第3条第2項に規定する一般職の職員とする。ただし、他の地方公共団体への派遣、研修その他の事情によりこの規程による人事評価の実施が困難である職員の評価については、別に定める。	
第4条　＜略＞ 2　＜略＞ （1）一次評価者 <u>被評価者</u> を指揮監督する者	第3条　＜略＞ 2　＜略＞ （1）一次評価者 <u>業績評価および行動評価を受ける職員（以下「被評価者」という。）</u> を指揮監督す

改正後	改正前
(2) <略> <u>第5条</u> <略> <u>第6条</u> <略> <u>第7条</u> <略> 2 <略> <u>第8条</u> <略> <u>第9条</u> 一次評価者は、業績評価に当たっては<u>第7条</u> <u>第1項</u>に規定する業務目標ごとに、行動評価に当たっては評価項目ごとに、それぞれの評価結果に応じた点数を付すものとし、通常のものとするときは、中位の点数を付すものとする。 2～3 <略> <u>第10条</u> <略> 2～4 <略> <u>第11条</u> <略> (会計年度任用職員の人事評価) <u>第12条</u> 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に係る人事評価の基準および方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項については、前条までの規定にかかわらず、市長が別に定める。	る者 (2) <略> <u>第4条</u> <略> <u>第5条</u> <略> <u>第6条</u> <略> 2 <略> <u>第7条</u> <略> <u>第8条</u> 一次評価者は、業績評価に当たっては<u>第6条</u> <u>第1項</u>に規定する業務目標ごとに、行動評価に当たっては評価項目ごとに、それぞれの評価結果に応じた点数を付すものとし、通常のものとするときは、中位の点数を付すものとする。 2～3 <略> <u>第9条</u> <略> 2～4 <略> <u>第10条</u> <略>
備考 表中の< >の記載は注記である。	

付 則
この訓令は、公布の日から施行する。

(令和8年7月7日揭示済み)

告 示

草津市告示第308号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和8年7月3日から令和8年7月18日まで建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年7月3日

草津市長 橋 川 涉

道路の種別 市道
路線名 1191 下笠芦浦線

道路の区域				
区 間	変更の 前後	敷地の幅 員 (m)	延長 (m)	備考
草津市芦浦町字大 将軍330番1から	変更前	6.0 ～ 6.0	13.1	
	変更後	6.0 ～ 6.0	11.4	

路線名 1191 下笠芦浦線

道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅 員 (m)	延長 (m)	備考
草津市穴村町字浅 殿39番1から	変更前	5.4 ～ 7.8	121.0	
草津市穴村町字浅 殿44番3まで	変更後	5.6 ～ 8.0	121.0	

路線名 1 2 8 1 北大萱新堂線

道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅 員 (m)	延長 (m)	備考
草津市穴村町字ゴ ドノ347番4から	変更前	3.5 ～ 5.9	24.0	
草津市穴村町字ゴ ドノ488番まで	変更後	5.9 ～ 7.3	23.8	

路線名 1 2 9 1 野村平井中央線

道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅 員 (m)	延長 (m)	備考
草津市野村二丁目 字天役5番23から	変更前	20.0 ～ 23.4	11.4	
草津市野村二丁目 字天役5番23まで	変更後	20.0 ～ 28.8	11.4	

路線名 1 3 1 1 大路野村線

道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅 員 (m)	延長 (m)	備考
草津市西大路町字 下ノ宿屋863番2か ら	変更前	6.1 ～ 15.8	127.8	
草津市野村三丁目 字天役58番3まで	変更後	6.1 ～ 15.6	127.8	

路線名 3 4 0 2 下寺下物湖岸線

道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅 員 (m)	延長 (m)	備考
草津市下物町字志 戸部1362番から	変更前	4.7 ～ 12.4	257.0	
草津市下物町字高 塚瀬1270番3まで	変更後	5.1 ～ 14.0	257.0	

路線名 3 4 0 2 下寺下物湖岸線

道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅 員 (m)	延長 (m)	備考
草津市下寺町字南 出138番1から	変更前	3.5 ～ 6.4	37.4	
草津市下寺町字皆 出152番2まで	変更後	4.5 ～ 7.5	37.4	

路線名 3 4 0 3 志那中下物線

道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅 員 (m)	延長 (m)	備考
草津市片岡町字朝 殿561番8から	変更前	3.8 ～ 14.0	39.0	
草津市片岡町字朝 殿561番15まで	変更後	4.3 ～ 14.0	39.0	

路線名 3 4 0 5 志那中志那東線

道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅 員 (m)	延長 (m)	備考
草津市志那中町字 中出387番2から	変更前	3.8 ～ 6.1	26.8	
草津市志那中町字 両社384番6まで	変更後	3.4 ～ 6.1	26.8	

路線名 3 4 0 7 北大萱志那港線

道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅 員 (m)	延長 (m)	備考
草津市志那町字十 四ノ坪2568番1から	変更前	5.0 ～ 5.7	81.6	
草津市志那町字十 四ノ坪143番1まで	変更後	5.0 ～ 6.1	81.6	

路線名 3 5 0 4 新堂駒井沢線

道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅 員 (m)	延長 (m)	備考
草津市新堂町字竿 中211番3から	変更前	3.7 ～ 5.0	18.2	

草津市新堂町字竿 中211番2まで	変更後	4.1 ～ 5.4	18.2	
----------------------	-----	-----------------	------	--

路線名 3702 南山田学校線
道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅 員 (m)	延長 (m)	備考
草津市南山田町字 松林829番2から	変更前	2.6 ～ 6.0	57.2	
草津市南山田町字 松林829番1まで	変更後	4.2 ～ 6.0	57.2	

路線名 3704 矢橋新浜線
道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅 員 (m)	延長 (m)	備考
草津市矢橋町字門 脇1066番2から	変更前	3.6 ～ 4.5	21.8	
草津市矢橋町字門 脇1065番26まで	変更後	4.3 ～ 6.1	21.8	

路線名 3901 青地馬場線
道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅 員 (m)	延長 (m)	備考
草津市馬場町字穴 虫650番1から	変更前	6.8 ～ 11.2	50.6	
草津市馬場町字穴 虫547番3まで	変更後	7.4 ～ 12.4	50.6	

路線名 3909 名神東線
道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅 員 (m)	延長 (m)	備考
草津市岡本町字打 越626番10から	変更前	6.4 ～ 9.2	10.5	
草津市岡本町字打 越626番3まで	変更後	6.4 ～ 9.8	10.5	

路線名 4201 志那中1号線
道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅 員 (m)	延長 (m)	備考
草津市志那中町字 東出246番から	変更前	4.3 ～ 5.0	34.7	
草津市志那中町字 木ノ下263番まで	変更後	5.0 ～ 6.0	34.7	

路線名 5112 芦浦9号線
道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅 員 (m)	延長 (m)	備考
草津市芦浦町字大 将軍315番3から	変更前	6.1 ～ 6.1	7.7	
草津市芦浦町字大 将軍320番10まで	変更後	6.1 ～ 13.8	9.4	

路線名 5151 上寺22号線
道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅 員 (m)	延長 (m)	備考
草津市上寺町字下 荒木386番1から	変更前	3.8 ～ 6.5	109.8	
草津市上寺町字貝 藤641番1まで	変更後	3.8 ～ 8.2	109.8	

路線名 6609 西大路4号線
道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅 員 (m)	延長 (m)	備考
草津市西大路町字 下ノ町823番2から	変更前	5.8 ～ 7.0	5.9	
草津市西大路町字 下ノ町823番1まで	変更後	0.0 ～ 0.0	0.0	

路線名 6610 西大路5号線
道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅 員 (m)	延長 (m)	備考
草津市西大路町字 下ノ町831番1から	変更前	4.0 ～ 10.1	27.4	
草津市西大路町字 下ノ町832番1まで	変更後	4.0 ～ 10.1	19.4	

路線名 7302 橋岡西2号線

道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅 員 (m)	延長 (m)	備考
草津市橋岡町字庄 司田156番3から	変更前	6.1 ～ 7.4	47.0	
草津市橋岡町字庄 司田156番7まで	変更後	6.2 ～ 7.5	47.0	

路線名 7334 矢橋23号線

道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅 員 (m)	延長 (m)	備考
草津市矢橋町字城 ノ前町1162番3から	変更前	2.9 ～ 6.2	34.4	
草津市矢橋町字城 ノ前町1162番2まで	変更後	4.3 ～ 6.2	34.4	

路線名 7336 矢橋25号線

道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅 員 (m)	延長 (m)	備考
草津市矢橋町字浜 之町1358番2から	変更前	2.0 ～ 2.5	21.3	
草津市矢橋町字浜 之町1354番まで	変更後	2.0 ～ 2.5	21.3	

路線名 7361 矢橋31号線

道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅 員 (m)	延長 (m)	備考
草津市矢橋町字中 庄司1895番1から	変更前	3.5 ～ 5.8	79.4	
草津市矢橋町字中 庄司1878番7まで	変更後	6.0 ～ 9.0	79.4	

路線名 8517 南笠西5号線

道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅 員 (m)	延長 (m)	備考
草津市南笠町字木 ノ下647番5から	変更前	2.5 ～ 5.5	17.4	

草津市南笠町字木 ノ下647番まで	変更後	2.8 ～ 5.5	17.4	
----------------------	-----	-----------------	------	--

路線名 8518 南笠西6号線

道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅 員 (m)	延長 (m)	備考
草津市南笠町字風 呂海道952番から	変更前	2.4 ～ 2.8	48.2	
草津市南笠町字風 呂海道951番15まで	変更後	2.4 ～ 5.5	48.2	

路線名 8526 南笠西14号線

道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅 員 (m)	延長 (m)	備考
草津市南笠町字笠 堂1160番1から	変更前	2.0 ～ 4.9	44.0	
草津市南笠町字岩 ヶ崎1245番まで	変更後	2.0 ～ 5.8	44.0	

路線名 8668 南笠西50号線

道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅 員 (m)	延長 (m)	備考
草津市南笠町字堂 ノ前1813番から	変更前	4.1 ～ 7.4	73.2	
草津市南笠町字堂 ノ前1143番3まで	変更後	5.0 ～ 11.7	72.4	

路線名 9212 青地南12号線

道路の区域

区 間	変更の 前後	敷地の幅 員 (m)	延長 (m)	備考
草津市青地町字野 中1114番4から	変更前	6.0 ～ 6.0	21.4	
草津市青地町字野 中1114番1まで	変更後	6.0 ～ 6.5	21.4	

(令和8年7月3日揭示済み)

草津市告示第309号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和8年7月3日から令和8年7月18日まで建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年7月3日

草津市長 橋 川 渉

道路の種別 市道

路線名		供用開始の 区間	供用開始日	備考
1191	下笠芦 浦線	草津市穴村町 字浅殿39番1 から 草津市穴村町 字浅殿44番3 まで	令和8年7月3日	
1281	北大萱 新堂線	草津市穴村町 字ゴドノ347 番4から 草津市穴村町 字ゴドノ488 番まで	令和8年7月3日	
1291	野村平 井中央 線	草津市野村二 丁目字天役5 番23から 草津市野村二 丁目字天役5 番23まで	令和8年7月3日	
1311	大路野 村線	草津市西大路 町字下ノ宿屋 863番2から 草津市野村三 丁目字天役58 番3まで	令和8年7月3日	
3402	下寺下 物湖岸 線	草津市下物町 字志戸部1362 番から 草津市下物町 字高塚瀬1270 番3まで	令和8年7月3日	
3402	下寺下 物湖岸 線	草津市下寺町 字南出138番1 から 草津市下寺町 字皆出152番2 まで	令和8年7月3日	

3403	志那中 下物線	草津市片岡町 字朝殿561番8 から 草津市片岡町 字朝殿561番 15まで	令和8年7月3日	
3405	志那中 志那東 線	草津市志那中 町字中出387 番2から 草津市志那中 町字両社384 番6まで	令和8年7月3日	
3407	北大萱 志那港 線	草津市志那町 字十四ノ坪 2568番1から 草津市志那町 字十四ノ坪 143番1まで	令和8年7月3日	
3504	新堂駒 井沢線	草津市新堂町 字竿中211番3 から 草津市新堂町 字竿中211番2 まで	令和8年7月3日	
3702	南山田 学校線	草津市南山田 町字松林829 番2から 草津市南山田 町字松林829 番1まで	令和8年7月3日	
3704	矢橋新 浜線	草津市矢橋町 字門脇1066番 2から 草津市矢橋町 字門脇1065番 26まで	令和8年7月3日	
3901	青地馬 場線	草津市馬場町 字穴虫650番1 から 草津市馬場町 字穴虫547番3 まで	令和8年7月3日	
3909	名神東 線	草津市岡本町 字打越626番 10から 草津市岡本町 字打越626番3 まで	令和8年7月3日	

4201	志那中 1号線	草津市志那中 町字東出246 番から 草津市志那中 町字木ノ下 263番まで	令和8年7月3日		
5112	芦浦9 号線	草津市芦浦町 字大將軍315 番3から 草津市芦浦町 字大將軍320 番10まで	令和8年7月3日		
5151	上寺2 2号線	草津市上寺町 字下荒木386 番1から 草津市上寺町 字貝藤641番1 まで	令和8年7月3日		
7302	橋岡西 2号線	草津市橋岡町 字庄司田156 番3から 草津市橋岡町 字庄司田156 番7まで	令和8年7月3日		
7334	矢橋2 3号線	草津市矢橋町 字城ノ前町 1162番3から 草津市矢橋町 字城ノ前町 1162番2まで	令和8年7月3日		
7336	矢橋2 5号線	草津市矢橋町 字浜之町1358 番2から 草津市矢橋町 字浜之町1354 番まで	令和8年7月3日		
7361	矢橋3 1号線	草津市矢橋町 字中庄司1895 番1から 草津市矢橋町 字中庄司1878 番7まで	令和8年7月3日		
8517	南笠西 5号線	草津市南笠町 字木ノ下647 番5から 草津市南笠町 字木ノ下647 番まで	令和8年7月3日		

8518	南笠西 6号線	草津市南笠町 字風呂海道 952番から 草津市南笠町 字風呂海道 951番15まで	令和8年7月3日		
8526	南笠西 14号 線	草津市南笠町 字笠堂1160番 1から 草津市南笠町 字岩ヶ崎1245 番まで	令和8年7月3日		
8668	南笠西 50号 線	草津市南笠町 字堂ノ前1813 番から 草津市南笠町 字堂ノ前1143 番3まで	令和8年7月3日		
9212	青地南 12号 線	草津市青地町 字野中1114番 4から 草津市青地町 字野中1114番 1まで	令和8年7月3日		

(令和8年7月3日揭示済み)

草津市告示第310号
国土調査の実施について

国土調査法（昭和26年法律第180号）第7条の規定に基づき、令和8年度の国土調査の実施について告示する。

令和8年7月6日

草津市長 橋 川 渉

- 事業計画が定められた年月日
令和8年4月7日
- 調査を実施する者の名称
草津市
- 調査地域
草津市草津四丁目 地先
- 調査期間
令和8年7月6日から令和9年3月31日まで

(令和8年7月6日揭示済み)

草津市告示第311号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所等が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和8年7月8日

草津市長 橋 川 渉

- 1 送達すべき書類
令和8年度 固定資産税・都市計画税納税通知書
- 2 送達を受けるべき者の氏名
別紙のとおり
- 3 上記の書類については、令和8年7月15日に送達があったものとみなす。

固定資産税・都市計画税納税通知書

連番	発送先宛名	賦課年度	課税年度分
1	井上 辰之助	令和8年度	令和8年度
2	山元 千太郎	令和8年度	令和8年度
3	大成開発 株式会社	令和8年度	令和8年度
4	有限会社 東海住建	令和8年度	令和8年度
5	株式会社 セコウ	令和8年度	令和8年度
6	山本 初太郎	令和8年度	令和8年度
7	長目 光	令和8年度	令和8年度
8	栄都開発 株式会社	令和8年度	令和8年度
9	株式会社 丸商	令和8年度	令和8年度
10	棚橋 滋代	令和8年度	令和8年度
11	福元 公憲	令和8年度	令和8年度
12	エフオール 株式会社	令和8年度	令和8年度

(令和8年7月8日揭示済み)

草津市告示第312号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、市道の路線を次のように認定する。

この関係図面は、令和8年7月10日から令和8年7月24日まで建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年7月10日

草津市長 橋 川 渉

道路の種類 市道

整理 番号	路線名	起点	重要な 経過地
		終点	
7197	北山田西27号線	草津市北山田町字坊ノ後	
		草津市山田町字見滝口	
7198	北山田西28号線	草津市北山田町字坊ノ後	
		草津市山田町字長測	
7199	北山田西29号線	草津市北山田町字坊ノ後	
		草津市山田町字長測	
7200	北山田西30号線	草津市北山田町字坊ノ後	
		草津市山田町字鉄炮田	
7400	山田10号線	草津市山田町字長測	
		草津市山田町字蔵王西	
8777	野路南125号線	草津市矢橋町字水曾呂	
		草津市矢橋町字水曾呂	

（令和8年7月10日揭示済み）

草津市告示第313号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を決定する。

この関係図面は、令和8年7月10日から令和8年7月24日まで建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年7月10日

草津市長 橋 川 渉

道路の種類 市道

路線名		区 間	敷地の 幅員 最小～ 最大(m)	延長 (m)	備考
7197	北山田西27号線	草津市北山田町字坊ノ後70番13から 草津市山田町字見滝口21番19まで	6.0 ～ 14.0	188.8	
7198	北山田西28号線	草津市北山田町字坊ノ後70番51から 草津市山田町字長測26番8まで	6.0 ～ 14.0	70.2	
7199	北山田西29号線	草津市北山田町字坊ノ後70番55から 草津市山田町字長測26番13まで	6.0 ～ 14.0	56.3	
7200	北山田西30号線	草津市北山田町字坊ノ後70番27から 草津市山田町字鉄炮田36番7まで	6.0 ～ 14.0	121.6	
7400	山田10号線	草津市山田町字長測26番11から 草津市山田町字蔵王西7番8まで	6.0 ～ 14.0	247.2	
8777	野路南125号線	草津市矢橋町字水曾呂281番1から 草津市矢橋町字水曾呂243番5まで	6.0 ～ 14.0	84.8	

（令和8年7月10日揭示済み）

草津市告示第314号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和8年7月10日から令和8年7月24日まで建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年7月10日

草津市長 橋 川 渉

道路の種類 市道

路線名		供用開始の区間	供用開始日	備考
7197	北山田西27号線	草津市北山田町字坊ノ後70番13から草津市山田町字見滝口21番19まで	令和8年7月10日	
7198	北山田西28号線	草津市北山田町字坊ノ後70番51から草津市山田町字長淵26番8まで	令和8年7月10日	
7199	北山田西29号線	草津市北山田町字坊ノ後70番55から草津市山田町字長淵26番13まで	令和8年7月10日	
7200	北山田西30号線	草津市北山田町字坊ノ後70番27から草津市山田町字鉄炮田36番7まで	令和8年7月10日	
7400	山田10号線	草津市山田町字長淵26番11から草津市山田町字蔵王西7番8まで	令和8年7月10日	
8777	野路南125号線	草津市矢橋町字水曾呂281番1から草津市矢橋町字水曾呂243番5まで	令和8年7月10日	

(令和8年7月10日揭示済み)

草津市告示第315号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の路線を廃止する。

この関係図面は、令和8年7月10日から令和8年7月24日まで建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年7月10日

草津市長 橋 川 渉

道路の種別 市道

整理番号	路線名	起点	重要な経過地
		終点	
1071	医科大学東線	草津市南笠町字新池	
		草津市南笠町字新池	

(令和8年7月10日揭示済み)

草津市告示第316号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和8年7月13日

草津市長 橋 川 渉

- 送達すべき書類
国民健康保険税当初賦課納税通知書
- 送達を受けるべき者の氏名等
別紙のとおり
- 上記の書類については、令和8年7月20日に送達があったものとみなす。

国民健康保険税 当初賦課納税通知書

連番	氏名	賦課年度	課税年度分
1	SHAO RUIYAN	令和8年度	令和8年度
2	駒井 景子	令和8年度	令和8年度
3	橋本 章	令和8年度	令和8年度
4	CHEN CAIJI	令和8年度	令和8年度
5	NGUYEN THI NGA	令和8年度	令和8年度
6	西原 竜一	令和8年度	令和8年度
7	ALVI NUR TANTOWI	令和8年度	令和8年度
8	AHMAD KHOIRONI	令和8年度	令和8年度
9	佐藤 由望	令和8年度	令和8年度
10	川那辺 洋	令和8年度	令和8年度
11	常盤 幸信	令和8年度	令和8年度
12	廣田 響	令和8年度	令和8年度
13	NGUYEN THI MINH HUYEN	令和8年度	令和8年度
14	斎藤 一	令和8年度	令和8年度
15	鈴木 崇文	令和8年度	令和8年度
16	坂本 昭	令和8年度	令和8年度
17	近藤 秀行	令和8年度	令和8年度
18	佐山 健一	令和8年度	令和8年度
19	前田 浩	令和8年度	令和8年度
20	柴田 悠貴	令和8年度	令和8年度
21	XEU MIAO	令和8年度	令和8年度
22	浅野 成人	令和8年度	令和8年度
23	井上 健	令和8年度	令和8年度
24	平野 誠士	令和8年度	令和8年度
25	坂元 勇	令和8年度	令和8年度
26	大比賀 光樹	令和8年度	令和8年度
27	西川 晋汰郎	令和8年度	令和8年度
28	NGO TIEN DAT	令和8年度	令和8年度
29	永井 宏樹	令和8年度	令和8年度
30	佐楓 藤	令和8年度	令和8年度
31	藤井 聖哉	令和8年度	令和8年度
32	平野 奨悟	令和8年度	令和8年度

(令和8年7月13日揭示済み)

草津市告示第317号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和8年7月13日

草津市長 橋 川 渉

1 送達すべき書類

国民健康保険税賦課更正（決定）通知書

2 送達を受けるべき者の氏名等

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和8年7月20日に送達があったものとみなす。

国民健康保険税 賦課更正（決定）通知書

連番	氏名	賦課年度	課税年度分
1	鷹箸 恵子	令和8年度	令和7年度

(令和8年7月13日揭示済み)

草津市告示第318号

草津市保育所等給食費負担軽減事業補助金交付要綱を次のとおり制定する。

令和8年7月13日

草津市長 橋 川 渉

草津市保育所等給食費負担軽減事業補助金
交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、予算の範囲内において草津市保育所等給食費負担軽減事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、草津市補助金等交付規則（昭和59年草津市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する施設をいう。
- (2) 認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する施設をいう。
- (3) 幼稚園 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する施設のうち、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項の確認を受けた施設をいう。
- (4) 保育所等 保育所、認定こども園または幼稚園をいう。
- (5) 対象児童 草津市に住所を有する子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもであって、同法第19条第1項第1号または第2号に該当するもののうち、給食の提供を受けているものをいう。
- (6) 給食費 保育所等が保護者から徴収する主食費および副食費であって、通常教育・保育の提供時間内に提供される食事に係るものをいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。ただし、国または地方公共団体が設置する保育所等を運営する者を除く。

- (1) 市内に所在する保育所等を運営する者であって、対象児童に対し給食を実施するもの
- (2) 市外に所在する保育所等を運営する者であって、対象児童に対し給食を実施するもの

（補助対象経費）

第4条 補助金の対象経費（以下「補助対象経費」という。）は、当該年度に保護者から徴収する給食費とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費は補助対象経費としない。

- (1) 同一の経費について、他の制度により補助または免除を受ける部分に相当する給食費
- (2) 給食費以外の費用として徴収される経費
- (3) その他市長が補助の対象とすることが適当でないと認める経費

（保護者負担の軽減）

第5条 補助金の交付を受けようとする者または補助金の交付を受けた者は、交付を受けた補助金の全額を、保護者から徴収すべき給食費から減額しなければならない。ただし、当該給食費の額が当該補助金の額に満たない場合は、当該給食費の額を限度とする。

（補助基準額）

第6条 補助金の算定に用いる対象児童1人当たりの月額基準額（以下「補助基準額」という。）は、別表に定める額とする。

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、次の各号に定める額の合計額とする。

- (1) 副食費の徴収を免除されていない対象児童 保育所等が定める当該対象児童1人当たりの月額給食費（主食費および副食費）と補助基準額とを比較して、いずれか少ない額に、各月初日に在籍する当該対象児童の数を乗じて得た各月の額の合計額
- (2) 副食費の徴収を免除されている対象児童 保育所等が定める当該対象児童1人当たりの月額主食費と補助基準額とを比較して、いずれか少ない額に、各月初日に在籍する当該対象児童の数を乗じて得た各月の額の合計額

（交付申請書の添付書類）

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる申請者の区分に応じ、市長が別に定める期間内に、規則第3条の補助金等交付申請書に当該各号に掲げる書類その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 第3条第1号に掲げる者 草津市保育所等給食費負担軽減事業補助金所要額調書（市内施設用）（別記様式第1号）
- (2) 第3条第2号に掲げる者 草津市保育所等給食費負担軽減事業補助金所要額兼実績額調書（市外施設用）（別記様式第2号）

2 市長は、前項第2号の書類の提出により規則第13条に規定する実績報告があったものとみなす。

（補助金の額の確定）

第9条 前条第1項第2号の規定による申請に係る補助金については、規則第6条の規定による決定の通知により、規則第14条の規定による補助金等の額の確定の通知をしたものとみなす。

（補助金の交付）

第10条 市長は、第8条第1項第1号の規定による申請に係る補助金について、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、規則第16条第2項の規定により概算払により交付することができる。

（実績報告書の添付書類）

第11条 第3条第1号に掲げる者に係る規則第13条に規定する補助事業等実績報告書の添付書類は、次の各号に掲げるとおりとし、その提出期限は、市長が別に定める日までとする。

(1) 草津市保育所等給食費負担軽減事業補助金精算額
調書（市内施設用）（別記様式第3号）

(2) その他市長が必要と認める書類
（補助金の使途報告および調査）

第12条 市長は、規則第11条に基づき、補助金の交付の決定を受けた補助対象者に対し、補助金の使途について報告を求め、または調査することができる。

2 補助対象者は、前項の規定により市長から報告または調査を求められたときは、これに協力しなければならない。

（その他）

第13条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年9月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第12条の規定については、同日後もなおその効力を有する。

別表（第6条関係）

施設の区分	補助基準額
草津市保育所等食材料費価格高騰対策支援補助金の交付を受ける施設	月額5,838円
保育所、認定こども園のうち、草津市保育所等食材料費価格高騰対策支援補助金の交付を受けない施設	月額6,700円
幼稚園のうち、草津市保育所等食材料費価格高騰対策支援補助金の交付を受けない施設	月額6,251円